



Press Release

佐賀県 伊万里市

〒848 - 8501

佐賀県伊万里市立花町 1355-1

Tel 0955-23-2111 (代表)

Fax 0955-23-6113 (代表)



報道関係者各位

令和 8 年 2 月 1 9 日

iMAR!

介護保険料の賦課・徴収誤りについて

1 概要

介護保険制度において、第 1 号被保険者(65 歳以上の者)の保険料は、住民税の課税状況や合計所得金額等に基づいて、第 1 段階から第 13 段階の区分で賦課額を設定しています。

生活保護受給者については、最も低額な第 1 段階の保険料となりますが、介護保険システムへの生活保護の資格異動情報の入力誤りにより、生活保護受給者ではない方 1 名に対し、第 1 段階の保険料を賦課し、506,995 円を過少に賦課・徴収していたことが判明しました。

2 原因

平成 27 年度に、生活保護の資格異動情報を介護保険システムへ入力する際、誤って生活保護受給者でない方を生活保護受給者として入力したことにより、本来、第 5 段階の保険料を賦課・徴収すべき方に対し、平成 27 年度から令和 7 年度まで第 1 段階の保険料を賦課・徴収していたものです。

3 対象者への対応

- (1) 賦課・徴収の誤りについて説明し、謝罪しました。
- (2) 平成 27 年度から令和 5 年度までの介護保険料については、時効により賦課・徴収できないことから、今後、令和 6・7 年度の介護保険料の差額 110,664 円について、納付していただくことにしております。

4 再発防止策

生活保護資格異動情報入力後の確認を、ダブルチェック体制で行うとともに、定期的に生活保護受給者のデータと介護保険システムにおける生活保護の資格データを突合し、誤入力のチェックを徹底することにより、適正な事務処理に努めます。

(問合先)

健康福祉部 長寿社会課介護給付係
担当 白壁 (しらかべ)

電話 0955-23-2154

いまりで、決まり!